

神奈川県技術士会倫理要綱

平成 12 年 3 月 4 日再制定理事会承認

(総則)

第 1 条 神奈川県技術士会及び神奈川県技術士センター会員は、第 2 条に記述の(社)日本技術士会が定めた技術士倫理要綱(平成 11 年 3 月 9 日改定)と共に、本条 2 項に記載の事項を遵守するものとする。

なお、以下において、「技術士」は「会員」と読み替えるものとする。

- 2 (1) 法令違反、不正行為、盗用など技術士の信用を失墜し不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 会の運営を利己的に誘導し、紛争を生ずるようなことをしてはならない。
- (3) 会員は本会の運営に協力しなければならない。会の秩序を乱す行為、著しく非協力的な言動、他人の名誉を損なう言動あるいは業務を妨げるようなことをしてはならない。
- (4) 技術士は、つねに確かな根拠と良心に基づいて行動し、信義を重んじなければならない。

(社)日本技術士会が定めた技術士倫理要綱)

第 2 条 技術士は、公衆の安全、健康および福利の最優先を念頭に置き、その使命、社会的地位および職責を自覚し、日頃から専門技術の研鑽に励み、つねに中立公正を心掛け、選ばれた専門技術者としての自負を持ち、本要綱の実践に努め行動する。

(品位の保持)

1. 技術士は、つねに品位の保持に努め、強い責任感をもって職務完遂を期する。

(専門技術の権威)

2. 技術士は、つねに専門技術の向上に努め、技術的良心に基づいて行動する。また、自己専門外の業務あるいは確信のない業務には、たずさわらない。

(中立公正の堅持)

3. 技術士は、その業務を行うについて、中立公平を堅持する。

(業務の報酬)

4. 技術士は、その業務に対する報酬以外に、利害関係のある第三者から、不当な手数料、贈与、その他これに類するものを受け取らない。

(明確なる契約)

5. 技術士は、業務を受けるにあたり、事前に相手方に自己の立場、業務の範囲などを明確に表明して契約を締結し、当該業務遂行上両者間で紛糾が生じないように努める。

(秘密の保持)

6. 技術士は、つねにその業務にかかる正当な利益を擁護する立場を堅持し、業務上知り得た秘密を他に漏らしたり、または盗用しない。

(公正、自由な競争)

7. 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。

(相互の信頼)

8. 技術士は、相互に信頼し合い、相手の立場を尊重し、いやしくも他の技術士の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことはしない。

(広告の制限)

9. 技術士は、自己の専門範囲以外にわたる事項を表示したり、誇大な広告はしない。

(他の専門技術者との協力)

10. 技術士は、その業務に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努める。

以上